

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成24年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成24年5月29日提出

亀岡市長 栗山正隆

専決第5号

専 決 処 分 書

平成24年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年4月1日

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

平成 2 4 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

平成24年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）

平成24年度亀岡市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、  
「第1表歳出予算補正」による。

平成24年4月1日専決

亀岡市長 栗山正隆

第1表 歳出予算補正  
歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
13 諸支出金		千円 37,200	千円 0	千円 37,200
	2 清掃公社貸付金	30,000	△30,000	0
	6 貸付金	0	30,000	30,000
歳出合計		34,806,000	0	34,806,000